

輸 出 貨 物 船 積 料 金 表

I. 適 用 範 囲

この輸出貨物船積料金は、輸出貨物(個品運送貨物に限る。)の上屋入れより本船船側までの港湾運送を一貫して行う場合に適用します。

なお、本料金には、船積みに係る事務処理業務を含みます。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基 本 料 金

(1) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合及び直背後上屋入れより接岸本船積の場合

(1 トンにつき 単位円)

品 目		金 額	
		上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合	直背後上屋入れより接岸本船積の場合
ユニ タ イ ズ 貨 物	パレタイズ貨物	1, 0 4 7	8 3 8
	ノックダウン自動車・ 完成車(重量 5 トン未満且つ容積 20 トン未満のもの)	8 1 4	6 5 1
包 装 品	袋 物(紙・ビニール入りのもの)	1, 6 3 8	1, 3 0 9
	べール物	1, 4 6 7	1, 1 7 4
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)	1, 5 1 3
		機械類 (1 個当り 5 トン以上のもの)	1, 2 1 3
有 資 貨 物	タ イ ヤ	9 7 3	7 7 8
	鋼 材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)	1, 2 6 4

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下 5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中の
のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

(2) 営業倉庫河岸はしけ受けより、本船積の場合

(1 トンにつき 単位円)

品 目	金 額
織 維 製 品	3, 2 3 8
化学合成繊維 (原料)	3, 0 6 0
缶 詰	3, 2 3 8

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下 5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金が適用される場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中ののはしけ内荷捌料金を申し受けます。

(3) 上屋入れよりバンニングの上、C Y渡しの場合

(1 トンにつき 単位円)

品 目	金 額
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	5, 6 9 1
雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	5, 6 7 7
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類 (1 個当り 5 トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	4, 8 7 2

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下 5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、C Yまでのドレージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。

(4) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合

輸出貨物を上屋戸前で受け・はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業

② 直背後上屋入れより接岸本船積の場合

輸出貨物を本船直背後上屋戸前で受け、接岸本船船側へ移送するまでの作業

③ 営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合

輸出貨物を営業倉庫河岸ではしけ受けし、本船船側へ運送するまでの作業

④ 上屋入れよりバンニングの上C Y渡しの場合

輸出貨物を上屋(コンテナフレートステーションを含む)戸前で受け、バンニングの上C Yへ移送するまでの作業

(5) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 最 低 料 金

本料金は、1 件の請求金額が当該貨物に係る基本料金の 1 トン分に満たない場合に適用し、1 件の請求額が 1 トン分に満たない場合は、1 トン分とします。

3. 分 担 金 等

区 分	金 額			
	上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合	直背後上屋入れより接岸本船積の場合	営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合	上屋入れよりバンニングの上C Y渡しの場合
(1)港 湾 福 利 分 担 金	9 円 20 銭	5 円 20 銭	4 円 80 銭	4 円 80 銭
(2)港湾労働法関係付加金	1 円 50 銭	1 円 50 銭	—	1 円 50 銭
(3)労 働 安 定 基 金	8 円 05 銭	4 円 55 銭	4 円 20 銭	4 円 20 銭

4. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

5. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

6. そ の 他

- (1) 本料金を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。
- (2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 次の費用については実費を申し受けます。
 - ① 航路別(方面別)優先使用方式による公共埠頭の公共上屋に搬入された貨物を、当該埠頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横待ちする場合の横待ち費用
 - ② 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合のCYまでのドレイエージの費用及びバンニング時のラッシングの費用
 - ③ 委託者の要求により、少量貨物につき、特にはしけを使用した場合の費用
 - ④ 委託者の要求により、貨物の荷造、改造、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は、慣習によります。